

第 1 回 米の農産物検査等検討会

# 米の農産物検査について

平成 1 8 年 1 0 月 6 日  
農林水産省総合食料局

## 1 農産物検査の役割

農産物検査法に基づく米の検査は、

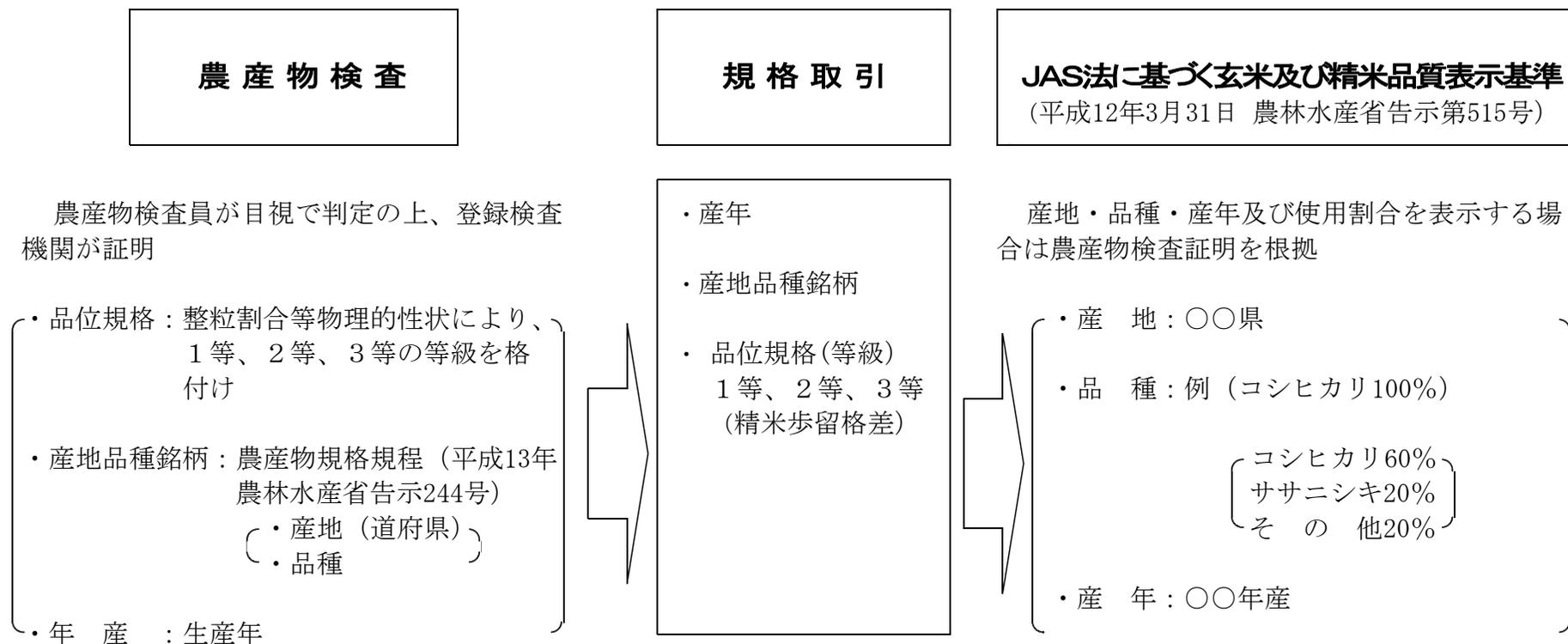
- ① 米の公正かつ効率的な取引を行うための**規格取引**の根拠であるとともに、
- ② 小売段階の**JAS法**に基づく**米の表示**の根拠となっている。

## ○ 農産物検査法（昭和26年法律第144号）（抄）

（目的）

第1条 この法律は、農産物検査の制度を設けるとともに、その適正かつ確実な実施を確保するための措置を講ずることにより、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的とする。

### （参考） 農産物検査と規格取引、精米表示の関係について



## 2 農産物検査の民営化

(1) 平成12年度の農産物検査法の改正により、13年度から5年間で、農産物検査実施主体は、国から民間の登録検査機関に移行することとしている。実質的には、これより1年早く17年度には、農産物検査のほぼ全量が登録検査機関によって行われている。

(2) また、登録検査機関による17年産米の検査に関する米穀販売業者の評価は、総体的に見て概ね適正となっている。

## ○ 農産物検査の民営化の推移

	13年度末	14年度末	15年度末	16年度末	17年度末
米の検査数量 (%)	10.6	35.0	73.7	96.3	99.97
登録検査機関数 (機関)	297	561	790	968	1,387
農産物検査員数 (人)	1,211	3,479	6,518	9,597	12,077

## ○ 米販売業者の民営検査の評価

(1) 全国米穀販売事業協同組合アンケート調査  
(平成17年12月)

17年産米の検査証明内容について	
総体的にみて適正	13%
総体的にみて概ね適正であるが、一部に甘いものがある	79%
総体的に甘い	6%
どちらともいえない	2%

(2) (社)日本精米工業会アンケート調査  
(平成17年10月)

17年産米の検査証明内容について	
妥当である	16%
概ね妥当であるが、一部に甘いものがある	64%
全般的に評価が甘い	16%
評価の甘いものが多いが、許容できる範囲である	4%

### 3 農産物検査による産地品種銘柄証明

#### (1) 品種判別方法

① 農産物検査による米の産地品種銘柄証明は、農産物検査員の玄米形状の目視による判定を基本としている。

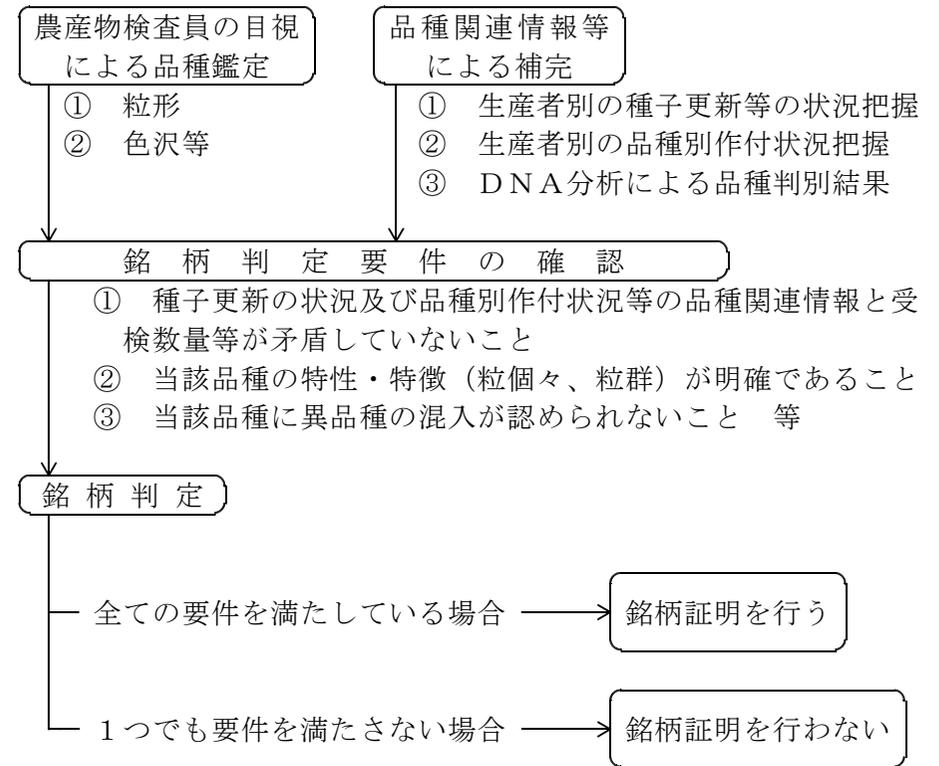
この場合、農産物検査員は、

ア 生産者の申告

イ 生産者の品種別作付状況等の品種関連情報等を補完情報として活用している。

② 米の出荷段階での目視による産地品種銘柄証明は、出荷が集中する収穫期に大量流通する米について、短期間かつ低コストで鑑定を可能とする最も実用的な手法である。

#### ○ 米の銘柄検査フロー



(2) 平成16年産米及び17年産米農産物検査のDNA分析による品種判別調査

① 異品種の混入

農産物検査の産地品種銘柄証明についてDNA分析による品種判別調査を実施したところ、産地段階で異品種の混入が確認された。

② 異品種混入程度

異品種の混入が判明したものを対象に異品種の混入度合いを25粒法で分析した。

これによると、

ア 25粒中3粒以下のもの

16年産：53%                      17年産：45%

と概ね半数である一方、

イ 25粒中13粒以上のもの

16年産：19%                      17年産：23%

となっている。

とりわけ、生産者の品種名の誤記入及び品種の取り違えが、16年産及び17年産とも約10%となっている。

○ DNAによる品種判別調査結果

① 品種判別分析結果

	16年産	17年産
調査点数	16,989点	16,443点
一致	98.1%	99.2%
不一致	1.9%	0.8%

調査対象品種：

17年産 10品種

16年産 20品種

② 平成17年産米品種判別分析結果

ア 地域別状況

地域別	調査点数	異品種の混入等が認められたもの
北海道	568	14 (2.5%)
東北	6,341	62 (1.0%)
関東	3,102	20 (0.6%)
北陸	3,059	9 (0.3%)
東海	421	2 (0.5%)
近畿	502	4 (0.8%)
中国四国	1,272	8 (0.6%)
九州沖縄	1,178	12 (1.0%)

イ 品種別状況

品種別	調査点数	異品種の混入等が認められたもの
コシヒカリ	8,019	29 (0.4%)
あきたこまち	2,445	29 (1.2%)
ひとめぼれ	2,132	29 (1.4%)
ヒノヒカリ	1,462	14 (1.0%)
はえぬき	951	6 (0.6%)
きらら397	568	14 (2.5%)
つがるロマン	550	6 (1.1%)
ササニシキ	141	3 (2.1%)
ハナエチゼン	111	- (—)
夢つくし	64	1 (1.6%)

③ 異品種の混入程度 (16、17年産)

25粒中に混入する異品種の粒数	異品種の混入等が認められた点数	
	16年産	17年産
1粒～3粒 (4%～12%)	174点 (52.9%)	59点 (45.0%)
4粒～6粒 (16%～24%)	54点 (16.4%)	29点 (22.1%)
7粒～9粒 (28%～36%)	28点 (8.5%)	7点 (5.3%)
10粒～12粒 (40%～48%)	10点 (3.0%)	6点 (4.6%)
13粒～15粒 (52%～60%)	8点 (2.4%)	6点 (4.6%)
16粒～18粒 (64%～72%)	9点 (2.7%)	5点 (3.8%)
19粒～21粒 (76%～84%)	6点 (1.8%)	3点 (2.3%)
22粒～24粒 (88%～96%)	13点 (4.0%)	0点 (0.0%)
品種名誤記入又は品種の取違え (100%)	27点 (8.2%)	16点 (12.2%)
合計	329点 (100%)	131点 (100%)

(注) ( ) 内は、構成比である。

③ 異品種混入原因

異品種混入原因としては、

- ア 複数品種を生産している農業経営における収穫機、乾燥機、籾摺機、調製機といった作業機内での混入や
  - イ 生産者の不注意・勘違い（種子の品種違い、田植時の混植、作業委託時の作付品種の申告誤り）
- 等がみられる。

異品種の混入度合いが高いものは、生産者の不注意及び勘違いによるものと考えられる。

○ 地域・品種による収穫期例

地域	品種名	収穫適期
北海道 (空知)	ほしのゆめ	9月20日頃
	ななつぼし	9月23日頃
	きらら397	9月25日頃
		} 3日
		} 2日
宮城	ひとめぼれ	9月25日頃
	ササニシキ	9月28日頃
		} 3日

(3) 稲作生産における不可避的な異品種混入の実態

① 播種時

平成17年産米の種子のうち、17%が自家採種となっており、購入種子に比べ管理程度が低く、混入の可能性がある。

② 生育期間中

異品種の花粉飛散による自然交雑及び前年産稲漏生種子の自生による混入の可能性がある。

③ 収穫、乾燥・調製時

品種切り替え時におけるコンバイン、乾燥機等の農作業機内の残粒による混入の可能性がある。

○ 稲作生産における不可避的な異品種混入の可能性

作業行程	想定される混入機会	最大混入率(%)	混入原因
播種 ～ 育苗 ～ 移植	種子	1	自家採種(道府県別に0～65%、平均17%)においては、栽培中の各種混入要因による混入の可能性がある。
	播種機	0	構造上残粒発生部位は少ない。
	田植機	—	機械的混入の可能性は無い。
生育中	花粉飛散による交雑	1	交雑形質が胚乳に未発現でもDNA鑑定では分離の可能性がある。
	前作漏生種子	不明	収穫時のこぼれ落ち籾等が翌年発芽、稔実する可能性がある。
収穫	コンバイン	1	品種切替時の残粒。
	トラック等	0	清掃が容易であり可能性は低い。
乾燥・調製	乾燥機	}	品種切替時の残粒。
	籾摺機・調製機		品種切替時の残粒。
計		4	

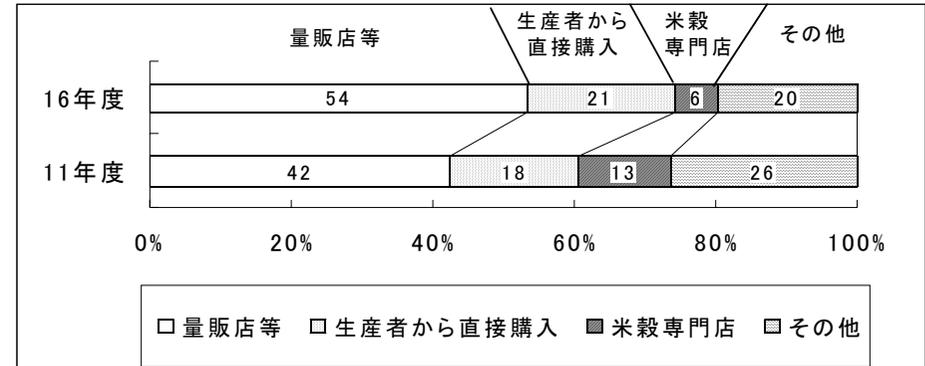
## (参考) 米の表示について

### 1 表示事項

(1) 包装された米については、JAS法に基づく「玄米及び精米品質表示基準」(農林水産省告示)に従って、①名称、②原料玄米(産地、品種、産年及び使用割合)、③内容量、④精米年月日、⑤販売者を表示することが義務付けられている。

(2) 年々、米の小売販売における量販店のシェアが高まっており、表示は、消費者が商品を選択する際の拠り所として重要性を増している。

### ○ 米の購入、入手先

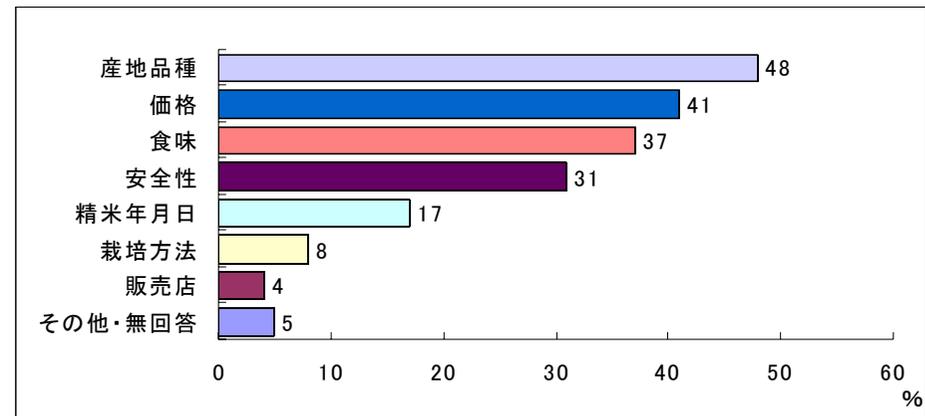


注：1 農林水産省「平成16年度食料品消費モニター第3回定期調査結果の概要」から抜粋

2 量販店等の内訳(16年度)

スーパーマーケット	33%
生協	14%
農協	4%
ディスカウントストア	2%
デパート	1%

### ○ 米購入時における消費者の選択基準



注：農林水産省「平成16年度食料品消費モニター第3回定期調査結果の概要」から抜粋

(3) 原料玄米の表示方法

① 原料玄米の表示のうち、単一銘柄米については、農産物検査法に基づく証明を根拠として、産地、品種及び産年を表示するとともに、使用割合について100%と表示することが義務付けられている。

② ブレンド米については、農産物検査法に基づく証明を根拠として、産地、品種及び産年を表示することは表示者の任意とされている。

また、ブレンド米について産地、品種及び産年の表示を行う場合は、銘柄ごとに%表示でその使用割合を示すこととなっている。

○ 現行の米の表示例

単一銘柄米

(産地、品種及び産年が同一である原料玄米を用いたもの)

名 称	精 米			
	産 地	品 種	産 年	使用割合
原 料 玄 米	〇〇県	〇〇ヒカリ	〇〇年産	100%
内 容 量	10kg			
精米年月日	平成 18 年〇〇月〇〇日			
販 売 者	〇〇米穀株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇〇 TEL 〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇			

ブレンド米

(単一銘柄米以外の「複数原料米」等の原料玄米を用いたもの)

名 称	精 米			
	産 地	品 種	産 年	使用割合
原 料 玄 米	複数原料米 国内産			100%
	〇〇県	〇〇ヒカリ	□年産	60%
	△△県	△△コマチ	□年産	40%
内 容 量	10kg			
精米年月日	平成 18 年〇〇月〇〇日			
販 売 者	〇〇米穀株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇〇 TEL 〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇			